

地方創生港整備推進交付金交付要領

平成28年4月20日
28水港第48号
国港総第6号
(最終改正) 令和3年4月1日
2水港第2700号
国港総第732号

水産庁長官
国土交通省港湾局長

第1 通則

地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、法第5条第4項第1号ロ（3）に規定する事業に要する経費に充てるための交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、法、地域再生法施行令（平成17年政令第151号）、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）、地方創生推進交付金制度要綱（平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官、28農振第45号農林水産事務次官、国総政第1号国土交通事務次官及び環境対発第1604201号環境事務次官依命通知）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、港湾関係補助金等交付規則（昭和36年運輸省令第36号）、地方創生港整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日付け28水港第47号農林水産事務次官及び国港総第5号国土交通事務次官依命通知、以下「要綱」という。）、その他法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 交付金の交付先等

法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である市町村が、法第5条第16項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づき第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設の整備を行う場合、当該市町村を、適正化法第2条第5項の間接補助事業者等とし、当該市町村が属する都道府県を、交付金の交付先とする。なお、この場合の認定地域再生計画は、当該都道府県及び当該市町村が共同して作成するものとする。

第3 交付申請

要綱第9に定める交付申請書の様式は別紙1のとおりとし、水産庁又は国土交通省地方整備局（北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総

合事務局)へ必要な書類を添えて提出するものとする。なお、北海道にあっては、農林水産大臣は、国土交通省北海道開発局長(以下「北海道開発局長」という。)が受理した申請書について、北海道開発局長から依頼を受け交付決定をする場合には、北海道開発局長宛てに通知するものとする。

第4 変更交付申請

要綱第10に定める交付決定変更申請書の様式は別紙2のとおりとし、その手続は第3の規定を準用する。

第5 申請の取下げ

要綱第11の申請取下書の様式は、別紙3のとおりとする。第3の規定は、申請取下書を提出する場合について準用する。

第6 遂行状況報告

要綱第12に定める遂行状況報告書の様式は別紙4のとおりとし、その手続は第3の規定を準用する。

第7 実績報告

要綱第13に定める実績報告書の様式は別紙5又は別紙6のとおりとし、その手続は第3の規定を準用する。

第8 事業の適正な実施

第2の規定により都道府県を交付金の交付先とした場合であって、市町村長が要綱第6の2に規定する事業の進捗率の変更、又は第6の3に規定する交付金の他の施設への充当を行おうとするときには、当該都道府県知事に対し事前にその内容等を報告し、事業の適正な実施に努めなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月20日から施行する。
- 2 港整備交付金交付要領(平成17年4月22日付け17水港第642号水産庁長官及び国港管第54号国土交通省港湾局長通知。以下「旧要領」という。)は、廃止する。ただし、平成27年度以前の予算に係る旧要領に基づく事業については、なお、従前の例による。
- 3 地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)による改正前の法第13条第2項第3号に基づく港整備交付金についても、第1に規定する交付金として交付するものとする。

附 則(令和3年4月1日付け2水港第2700号水産庁長官及び国港総第732号国土交通省港湾局長通知)

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別紙 1

年度地方創生港整備推進交付金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣又は
地方整備局長 殿

北海道にあつては北海道開発局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長

地方公共団体名 長の職名及び 氏 名

年度において、下記のとおり地方創生港整備推進交付金に係る事業を実施したいので、地方創生港整備推進交付金交付要綱第9の規定に基づき交付金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画総括表（別添1）
- 3 事業の完了予定年月日
- 4 収支予算書（別添3）

別紙2

年度地方創生港整備推進交付金交付決定変更申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣又は
地方整備局長 殿
〔北海道にあつては北海道開発局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

地方公共団体名 長の職名及び 氏 名

年 月 日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定の通知を受けた地方創生港整備推進交付金について下記のとおり変更したいので、地方創生港整備推進交付金交付要綱第10の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更事業計画総括表（別添2）
- 3 変更事業の完了予定年月日
- 4 収支予算書（別添3）

（注）交付金事業に要する経費及び交付金の額が増加する場合には、「交付決定変更申請書」を「交付決定変更及び追加交付決定申請書」とする。

別紙3

年度地方創生港整備推進交付金申請取下書

番 号
年 月 日

農林水産大臣又は
地方整備局長 殿
〔北海道にあつては北海道開発局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

地方公共団体名 長の職名及び 氏 名

年 月 日付け〇〇第〇〇〇号で交付の申請を行った地方創生港整備推進交付金の
実施について、その申請を取り下げたく、関係書類を添えて申請する。

記

- 1 申請を行った年月日
- 2 申請を取り下げる事由

別紙 4

年度地方創生港整備推進交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣又は
地方整備局長 殿
〔北海道にあつては北海道開発局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

地方公共団体名 長の職名及び 氏 名

年度地方創生港整備推進交付金の遂行状況を地方創生港整備推進交付金交付要綱
第 1 2 の規定に基づき下記のとおり報告する。

記

- 1 遂行状況報告（別添 4）

年度地方創生港整備推進交付金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣又は
地方整備局長 殿
〔北海道にあつては北海道開発局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

地方公共団体名 長の職名及び 氏 名

年度地方創生港整備推進交付金を下記のとおり実施したので、地方創生港整備推進交付金交付要綱第 13 の規定に基づき報告する。

記

- 1 事業実績総括表（別添 5）
- 2 収支精算書（別添 6）
- 3 施設別総括表（別添 7）
- 4 事業完了年月日
- 5 事業実績内訳表（別添 8）
- 6 取得財産調書（別添 9）
- 7 調査及び指導監督費実績表（別添 10-1～10-3）

別紙6（繰り越した場合）

年度地方創生港整備推進交付金年度終了報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣又は
地方整備局長 殿
〔北海道にあつては北海道開発局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

地方公共団体名 長の職名及び 氏 名

年 月 日付け〇〇第〇〇〇号をもって交付決定の通知を受け翌年度へ繰り越した
地方創生港整備推進交付金の会計年度が下記のとおり終了したので、地方創生港整備推進
交付金交付要綱第13の規定に基づき報告する。

記

- 1 事業実績内訳表（別添8）

別添1 事業計画総括表

所管	区分名	(組織)		(項)		(目)		当年度実施						累 計			備 考				
		全体計画		実施済		事業費 (D)	工事費	負担区分						事業費 (G) = (B) + (D)	進捗率 (G) / (A)	交付金 (C) + (E)					
		事業費 (A)	交付 限度額	事業費 (B)	交付金 (C)			交付金 (E)	引上額 (F)	小計 (E) + (F)	都道府県	市町村	その他								
(例) 国土交通省	港湾施設	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円	〇〇県、「α計画」 〇〇県、「β計画」 △△市、「α計画」 ※◎◎地方整備 局へ送付
所管計																					
水産庁	漁港施設																				「α計画」 「β計画」
所管計	調査及び 指導監督費																				※水産庁へ送付

- 注
- 1 都道府県単位で会計ごとに調整し同一のものを作成すること。
 - 2 国土交通省所管分に関し、複数の事業主体又は計画があるときは、事業主体及び計画ごとに作成の上、所管合計を記載すること。
 - 3 水産庁所管分に関し、複数の区分又は計画があるときは、区分及び計画ごとに作成の上、所管合計を記載すること。
 - 4 区分名欄は、港湾施設、漁港施設、調査及び指導監督費の別に記載すること。
 - 5 交付金欄(実施済、当年度実施、累計)には、要綱第7に規定する引上額を除いた額を記載すること。
 - 6 引上額が発生する場合は、算出根拠を別に添付すること。
 - 7 進捗率欄には、年度終了時の見込みの進捗率を記載すること。
 - 8 備考欄には、事業主体名(国土交通省所管分のみ)と計画名を記載すること。
 - 9 水産庁所管分については、調査及び指導監督費の算定資料を添付すること。
 - 10 交付申請書を所管ごとに分割して提出する場合は、備考欄に具体的な送付先を記載すること。

別添2 変更事業計画総括表

所管	区分名	(組織)		(項)		(目)		当年度実施						累計			備考	
		全体計画		実施済		事業費 (D)	工事費	負担区分			事業費 (G)= (B)+(D)	進捗率 (G)/(A)	交付金 (C)+(E)					
		事業費 (A)	交付 限度額	事業費 (B)	交付金 (C)			交付金 (E)	引上額 (F)	小計 (E)+(F)				都道府県	市町村	その他		
(例) 国土交通省	港湾施設	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円	〇〇県、「α計画」 〇〇県、「β計画」 △△市、「α計画」 ※◎◎地方整備局へ送付	
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		()
所管計		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		()
水産庁	漁港施設	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	「α計画」 「β計画」	
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
	調査及び 指導監督費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	※水産庁へ送付	
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		

注 前回交付決定の金額を上段()書きすること。その他は、別添1に準ずるものとする。

別添3 収支予算書

(会計) (所管) (組織) (項) (目)

(1)収入

			予算額				備考
交付金		合計	都道府県	市町村	その他	合計	
単年度交付	引上額						
円	円	円	円	円	円	円	

注 会計ごと、事業主体ごとに作成すること。

(2)支出

区分	予算額	備考
工事費	円	
合計	円	

注 1 会計ごと、事業主体ごとに作成すること。
2 表(1)と合計額を一致させること。

(参考)引上額の算出根拠

(会計)	(所管)	(組織)	(項)	(目)				
所管	区分名	対象事業費 (a)	国の負担割合 (b)	引上率 (c)	引上額 (d)=(a)×(b) ×(c-1.0)	調整額 (e)	引上額計 (d)+(e)	備考
(例)		円			円	円	円	
国土交通省	港湾施設							「α計画」 「β計画」

注

- 1 会計ごと、所管ごとに作成すること。
- 2 区分名欄には、港湾施設、漁港施設の別を記載すること。
- 3 対象事業費欄には、(変更)事業計画総括表の(D)の額を記載すること。
- 4 国の負担割合欄には、要綱別表1に定める割合を記載すること。
- 5 引上率の欄には、要綱第7に規定する引上率を記載すること。
- 6 調整額の欄には、前年度実績報告時に必要な調整額として算出した額を記載すること。
- 7 備考欄には、計画名を記載すること。
- 8 (変更)事業計画総括表及び収支予算書の引上額欄には、引上額計に掲げる額を記載すること。

別添4 遂行状況報告

年度 地方創生港整備推進交付金事業遂行状況報告

(会計)	(所管)	(組織)	(項)	(目)		
所管	区分名	計画事業費	実績事業費	進捗率	残事業費	備 考
(例)		円	円	%	円	
国土交通省	港湾施設					〇〇県、「α計画」 〇〇県、「β計画」 △△市、「α計画」
	漁港施設					〇〇県、「α計画」 A港から一部充当 ※◎◎地方整備局へ送付
水産庁	漁港施設					「α計画」 「β計画」 ※水産庁へ送付

備考

- 1 都道府県単位で調整し会計ごとに同一のものを作成すること。
- 2 国土交通省所管分に関し、複数の区分、事業主体、計画のいずれかがあるときは、区分、事業主体及び計画ごとに記載すること。
- 3 水産庁所管分に関し、複数の区分又は計画があるときは、区分及び計画ごとに記載すること。
- 4 他の施設に交付金の充当を行った場合は、交付申請時の所管において区分を追加すること。
- 5 区分名欄は、港湾施設、漁港施設の別に記載すること。
- 6 備考欄には、事業主体名(国土交通省所管分のみ)、計画名、施設間充当の概要を記載すること。
- 7 事業費は、工事費とする。
- 8 進捗率欄には、計画事業費に対する実績事業費の割合を記載すること。
- 9 遂行状況報告書を所管ごとに分割して提出する場合は、備考欄に具体的な送付先を記載すること。

別添5 事業実績総括表

所管	地区名	事業主体	(項)			計 画						実 績					備考	
			番号	交付決定		事業費	負担区分			事業費	負担区分							
				年月日	変更年月日		交付金	引上額	都道府県		市町村	その他	交付金	引上額	都道府県	市町村		その他
(例)						円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
国土交通省	A港	〇〇県																「α計画」
	B港	〇〇県																「β計画」
	C港	△△市																「α計画」
	D漁港	〇〇県																「α計画」 A港から一部 充当
所管計																		※◎◎地方整備局へ送付
水産庁	D漁港	〇〇県																「α計画」
	E漁港	△△市																「α計画」
	F漁港	××町																「β計画」
所管計																		※水産庁へ送付

- 注
- 1 都道府県単位で調整し会計ごとに同一のものを作成すること。
 - 2 複数の地区があるときは、地区ごとに記載の上、それらの合計を記載すること。
 - 3 他の施設に交付金の充当を行った場合は、交付申請時の所管において地区を追加すること。
 - 4 地区名欄には港湾名又は漁港名を記載すること。
 - 5 交付決定の変更年月日欄には、最終変更の年月日を記載すること。
 - 6 計画(事業費、負担区分(交付金、引上額、都道府県、市町村、その他))欄には、最終承認等のあった金額を記載すること。
 - 7 他の施設に交付金の充当を行った場合は、実績(事業費、負担区分(交付金、引上額、都道府県、市町村、その他))欄には、充当後の金額を記載すること。
 - 8 交付金欄(計画、実績)には、要綱第7に規定する引上額を除いた額を記載すること。
 - 9 引上額が発生する場合は、算出根拠を別に添付すること。
 - 10 備考欄には、計画名と、施設間充当の概要を記載すること。
 - 11 実績報告書を所管ごとに分割して提出する場合は、備考欄に具体的な送付先を記載すること。

別添6 収支精算書

(会計) (所管) (組織) (項) (目)

(1) 収入

予算額						精算額	差引増減額	備考
交付金			都道府県	市町村	その他			
単年度交付	引上額	合計						
円	円	円	円	円	円	円	円	

注 会計ごと、事業主体ごとに作成すること。

(2) 支出

区分	予算額	精算額	差引増減額	備考
工事費	円	円	円	
合計	円	円	円	

注 1 会計ごと、事業主体ごとに作成すること。
2 表(1)と合計額を一致させること。

(参考)引上額の算出根拠

所管	区分名	計 画						実 績					翌年度以降 に必要な 調整額 (j)-(f)	備 考
		対象事業費 (a)	国の負 担割合 (b)	引上率 (c)	引上額 (d)=(a)×(b) ×(c-1.0)	調整額 (e)	引上額計 (f)=(d)+(e)	対象事業費 (g)	国の負 担割合 (h)	引上率 (i)	引上額 (j)=(g)×(h) ×(i-1.0)	引上額計 (j)+(e)		
(例) 国土交通省	港湾施設	円			円	円	円	円			円	円	円	「α計画」 「β計画」

注

- 1 会計ごと、所管ごとに作成すること。
- 2 区分名欄には、港湾施設、漁港施設の別を記載すること。
- 3 対象事業費欄(実績)には、事業実績総括表の実績事業費の額を記載すること。
- 4 国の負担割合欄には、要綱別表1に定める割合を記載すること。
- 5 引上率の欄には、要綱第7に規定する引上率を記載すること。
- 6 備考欄には、計画名を記載すること。
- 7 事業実績総括表及び収支精算書の引上額欄には、引上額計(実績)に掲げる額を記載すること。

別添7 施設別総括表

計画の 名称	地区名	事業主 体	事業期 間	(目)		(項)		(組織)		(所管)			備考
				全体計画		前年度まで実施済		当該年度		累計			
				事業費	交付 限度額	事業費	交付金	事業費	交付金	事業費	進捗率	交付金	
				円	円	円	円	円	円	円	%	円	

- 注
- 1 会計ごと、港湾及び漁港の地区ごとに別葉で作成すること。
 - 2 第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設に係るものは水産庁へ、地方港湾の港湾施設に係るものは国土交通省地方整備局へ提出する
 - 3 地区名欄には港湾名又は漁港名を記載すること。
 - 4 交付金欄(前年度まで実施済、当該年度、累計)には、要綱第7に規定する引上額を除いた額を記載すること。

別添8 事業実績内訳表

(会計)		(所管)		(組織)		(項)				(目)						備考
所管	地区名	事業主体	工種	事業費	工事費	工事費内訳				交付金内訳						
						本工事費	附带工事費	測量設計費	その他	国の負担割合	交付決定額	既受取額A	不用額	精算額B	返還額A-B	
(例)				円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	
国土交通省	A港	〇〇県														「α計画」
	B港	〇〇県														「β計画」
	C港	△△市														「α計画」
	D漁港	〇〇県														「α計画」 A港から一部 充当

注

- 1 様式は会計ごと、所管ごとに別葉で作成すること。
- 2 国土交通省所管分については、事業主体ごとに取りまとめること。
- 3 水産庁所管分については、都道府県ごとに取りまとめること。
- 4 複数の地区があるときは、地区ごとに記載すること。
- 5 他の施設に交付金の充当を行った場合は、交付申請時の所管において地区を追加すること。
- 6 地区名欄には港湾名又は漁港名を記載すること。
- 7 工種欄には、港湾法第43条及び漁港漁場整備法第3条に掲げる施設のうち主要な施設を記載すること。
- 8 事業費欄、工事費欄には、国の負担割合に複数の率があるときは、率の高い順に率ごとの小計額を7の内訳として記載すること。
- 9 工事費内訳に掲げる事項欄には、工種欄に対応する工事費を記載すること。
- 10 交付金内訳に掲げる事項欄は、地区名に対応する額は記入せず、合計額のみ記載すること。
- 11 交付金内訳の交付決定額欄には、要綱第7に規定する引上額を含めた最終の交付決定額を記載すること。
- 12 備考欄には、計画名と、施設間充当の概要を記載すること。

別添9 取得財産調書

(会計)	(所管)	(組織)	(項)	(目)				
事業主体	名称	形状寸法	数量	単価	価格	検収(取得)	耐用年数	備考
(例)				円	円			
〇〇県								
△△市								
××町								

- 注
- 1 水産庁所管分についてのみ会計ごとに作成すること。
 - 2 都道府県ごとに取りまとめ、事業主体ごとに記載すること。
 - 3 名称欄には、機械、器具名を記載すること。

別添10-1 調査及び指導監督費実績表

(会計)	(所管)	(組織)	(項)	(目)		
地区名	事業主体	事業費	算出基準	調査及び 指導監督	交付金	備考
(例)		円	%	円	円	
D漁港	〇〇県					
E漁港	△△市					
F漁港	××町					

- 注
- 1 水産庁所管分についてのみ会計ごとに作成すること。
 - 2 複数の事業主体があるときは、事業主体ごとに記載の上、それらの合計額を記載すること。
 - 3 事業費欄には、事業主体の工事費を記載すること。

別添10-2 調査及び指導監督費実績実績表

(会計) (所管) (組織) (項) (目)

地区名	事業主体	事業費		調査及び指導監督費		交付金		交付決定 番号 年月日	備考
		計画	実績	計画	実績	計画	実績		
(例)		円	円	円	円	円	円		
D漁港	〇〇県								
E漁港	△△市								
F漁港	××町								

注 交付決定番号年月日欄には、最終の交付決定番号年月日を記載すること。

別添10-3 調査及び指導監督費実績内訳表

種別	科目		計画額	実績額	比較増減 (△)	構成比	使途内訳
	区分	細目					
			円	円	円	%	